

## 参加者の有無を確認する公募手続に係る 参加意思確認書の提出を求める公示

令和8年6月10日

分任支出負担行為担当官

宮内庁京都事務所長 武田 誠司

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

### 1. 当該招請の主旨

本事業については、正倉院宝物の伎楽面が経年のため、彩色の剥落や素地の損傷等が甚だしく、特に緊急の処置を要すると認められたものについて、第4次10カ年計画の第4年度目として修理を実施するもので、この事業を行うに当たっては、国宝や重要文化財に指定されている古文化財の修理実績を有し、その豊富な経験・技術・知識を有する技術者による修理が必要とされる。

このことから、正倉院宝物伎楽面の修理事業を行った実績を有する特定事業者を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定事業者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本事業の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、4の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定事業者との契約手続きに移行する。

なお、4の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定事業者と当該応募者との競争入札に移行する。

### 2. 事業概要

(1) 事業名 正倉院宝物伎楽面修理事業第4次10カ年計画第4年度

「彩色剥落止め工程」

(2) 事業内容 伎楽面 木彫 2面

3. 納入期限 令和9年3月19日（金）

### 4. 応募要件

(1) 基本要件

次の①及び②を満たすこと。

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

- ② 令和 7、8、9 年度内閣府競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ、近畿地域の競争参加資格を有する者であり、かつ、当庁における指名停止期間中ではないこと。

(2) 業務実績等に関する要件

次の①から③の全てを満たす者であること。

- ① 令和 3 年度以降に、国宝及び重要文化財クラスで、基底をなす素材が木質の古文化財の修理実績を有すること。
- ② 基底をなす素材が木質の上に彩色が施された作品に対して、表打ちによる彩色の剥落止めの修理が行えること。
- ③ 正倉院事務所内の所定の場所にて修理作業を行うことが可能であること。

(3) 公募説明書等の交付を受けた者であること。

5. 公募説明書等の交付方法

(1) 交付期間 本公告の日から令和 8 年 6 月 26 日(金)まで(行政機関の休日を除く。)の毎日、午前 10 時から午後 5 時まで。ただし、正午から午後 1 時までの間を除く。

(2) 交付場所 担当係(6に記載)にて交付する。なお、交付時に 4(1)②に係る資格審査結果通知書の写しを提出すること。

※担当係に必ず事前連絡すること。

6. 公募説明書等の交付場所及び問い合わせ先(担当係)

宮内庁京都事務所庶務課会計係

〒602-8611 京都市上京区京都御苑 3 番

電 話 075-211-1211

Eメール [kyo.kaikei@kunaicho.go.jp](mailto:kyo.kaikei@kunaicho.go.jp)

7. 参加意思確認書等の提出期限、場所及び方法

提出期限：令和 8 年 6 月 26 日(金)午後 5 時まで

提出先：6に同じ

提出方法：持参または郵送すること。

8. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 6に同じ。
- (3) 詳細は、公募説明書による。